

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の目的

「経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」といいます。）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としています。

## 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

## 3 調査日

平成28年6月1日

## 4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行いました。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

## 5 製造業について

- (1) 本報告書は、活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」といいます。）について、「産業別集計（製造業）」として産業別に集計したものです。
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られる事業所であることこのため、活動調査の調査結果のうち、「産業横断的集計」として集計した製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しません。
- (2) 平成28年活動調査では、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設けたことにより、製造品出荷額等、付加価値額等の経理項目は、個人経営調査票による調査分を含みません。  
※品目別統計表を除く。
- (3) 従業者数、付加価値額の項目は、「工業統計調査（以下「工業統計」といいます。）の集計における定義に合わせた形で内訳項目の統合や再計算を行っており、「産業横断的集計」の結果とは異なっています。
- (4) 製造品出荷額等などの経理項目については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しています。

<ガイドライン>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000365494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf)

## 6 産業分類

表、グラフなどで用いる産業中分類の略称は以下のとおりです。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	は用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

## 7 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

### (1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。

次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

## 8 統計表の項目の説明

### (1) 事業所数（平成28年6月1日現在）

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるもので、一区画を占めて、主として製造又は加工を行っているものをいいます。

### (2) 従業者数（平成28年6月1日現在）

従業者とは、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）及び臨時雇用者は従業者に含めません。

ただし、本報告書では、従業者数の内訳には送出者が含まれており、総数には送出者が含まれていないため、総計と内訳の合計が一致しません。

#### ① 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいいます。

#### ② 常用労働者

常用労働者は、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

③ 正社員・正職員等

有給役員及び「正社員」、「正職員」として処遇されている者をいいます。

④ パート・アルバイト等

一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいいます。

⑤ 出向・派遣受入者

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいいます。

⑥ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額（平成27年1年間）

平成27年1月から12月までの1年間に、常用雇用者のうち雇用者に支払われた基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及び雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与などの合計をいいます。

※ 個人経営調査票による調査分は含みません。

(4) 原材料使用額等（平成27年1年間）

平成27年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいいます。

※ 個人経営調査票による調査分は含みません。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑥ 転売した商品の仕入額

平成27年1月から12月までの1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等（平成27年1年間）

平成27年1月から12月までの1年間における次の①～③及びびくず・廃物のお荷額の合計をいいます。

※ 個人経営調査票による調査分は含みません。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額

平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額

上記①、②及びびくず・廃物のお荷額以外の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

※個人経営調査票による調査分を含みません。

(7) 有形固定資産額

平成27年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

※個人経営調査票による調査分を含みません。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含みます）

ウ 機械及び装置（附属設備を含みます）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増減

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、建設仮勘定の減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

⑤ 有形固定資産の投資総額

ア 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上の事業所）

※個人経営調査票による調査分を含みません。

① リース

賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

② リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成27年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいいます。

③ リース支払額

平成27年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいいます。したがって、平成27年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 生産額

下記算式により算出しています。

※個人経営調査票による調査分は含みません。

① 従業者10人以上 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

② 従業者9人以下 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出しています。

※個人経営調査票による調査分は含みません。

① 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

② 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

\* 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

## 9 符号及び注記

(1) この報告書に用いる符号等については、次のとおりです。

「0」「0.0」 四捨五入による単位未満

「-」 該当数値なし

「△」 マイナスの数値

「X」 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としました。

(2) 図表等の数値は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。また、単位の異なる表においては単位未満を四捨五入しているため、表示されている増減数、増減率及び構成比と相違する場合があります。

## 10 その他の注意事項

- (1) 本報告書は、総務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』の製造業確報結果の調査票情報を奈良県が独自集計したものです。
- (2) 本報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。
- (3) 本報告書に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、奈良県総務部知事公室統計課「平成28年経済センサス-活動調査（製造業に関する集計）確報 奈良県結果」による旨明記してください。

## 11 問い合わせ先

本報告書についてのお問い合わせ等は、下記までお願いします。

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部知事公室統計課 生活・産業統計係  
電話 0742-27-8452